経営者の皆様へ

「経営者保証に関するガイドライン」のご案内

## 「経営者保証に関するガイドラインの取り組み方針」

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための体制整備を実施いたしました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

► 全国銀行協会 : <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/">https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/</a>

► 日本商工会議所: https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html

1.経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている。あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から 資金調達の要請を受けた場合には、当JAは経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に 勘案し、経営者保証を求めない可能性や経営者保証を代替えする融資手法(特約条項を付した停 止条件又は解除条件付保証契約等)を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検 討いたします。

- 2.経営者保証の契約時の対応について
  - (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明をいたします。
  - (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産状況・融資額・債務者の信用 状況・物的担保の設定状況・適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

## 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等を検討し、主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明をいたします。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引継がせる のではなく、必要な情報開示を得た上で保証契約の必要性について改めて検討するとともに その結果について、後継者に対して丁寧かつ具体的な説明をいたします。

## 4.経営者保証を履行するときの対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の資産状況等を勘案した上で、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者の経営責任、破産手続きにおける自由財産に加え、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始などを促す観点等整合性かつ総合的に勘案して決定いたします。